

令和6年9月議会

議案説明資料

ページ

1 一般議案

議案第160号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

… 1

議案第163号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

… 5

保 健 医 療 局

議案第 160 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料について徴収猶予の特例を定めるとともに、国民健康保険法の一部改正による被保険者証の廃止に伴い所要の改正を行う必要があるもの。

2 改正内容

(1) 保険料の徴収猶予の特例を定める規定の整備

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者について、保険料の徴収猶予の期間を現行の6月以内から最長1年以内とする特例の規定の整備を行うもの。

(2) 被保険者証の廃止に伴う規定の整備

国民健康保険法の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い、条例中の関係規定を削るなど規定の整備を行うもの。

【参考】改正法によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化（概要）

- 改正法が施行される令和6年12月2日より現行の被保険者証の発行は終了となり、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本とされる。改正法の経過措置として、発行済みの被保険者証は最大1年間、有効期限の到来まで有効とされる。
- マイナ保険証を保有しない被保険者に資格確認書を交付する。資格確認書は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者等が必要な保険診療を受けられるよう保険者が被保険者に交付する受診の際の資格確認のための書面。当分の間、職権交付される。

※改正法…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

3 施行期日

令和6年12月2日

4 適用区分

(1) 保険料の徴収猶予の特例を定める規定の整備

この条例による改正後の条例第20条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(2) 被保険者証の廃止に伴う規定の整備

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第19条の3 (略) (徴収猶予)</p> <p>第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつてその納付することができないと認められる金額を限度として<u>6箇月</u></p> <hr/> <p>_____以 内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は分割徴収の方法によることを妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条～第21条の4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則 (被保険者証の交付に関する特例)</p> <p>第22条 <u>福岡市の区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、被保険者証の交付の求めがあつた場合においては、その求めがあつた日の属する月の翌月末日までに当該被保険者証を交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>第23条 (略) (罰則)</p> <p>第24条 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対しては、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2～4 (略) 以下略</p>	<p>第1条～第19条の3 (略) (徴収猶予)</p> <p>第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつてその納付することができないと認められる金額を限度として<u>6月(急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u>以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は分割徴収の方法によることを妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条～第21条の4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則 (削る)</p> <p>第22条 (略) (罰則)</p> <p>第23条 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした者</u></p> <hr/> <p>_____に対しては、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2～4 (略) 以下略</p>

(関係法令)

国民健康保険法（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(届出等)</p> <p>第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八</u></p>	<p>(届出等)</p> <p>第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文（第五十二条第</u></p>

<p><u>項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</u></p>	<p><u>六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の二第三項(第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。</u></p>
<p><u>4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。</u></p>
<p><u>5 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>6～8 (略)</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>9 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。</u></p>	<p><u>5 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。</u></p>
<p>以下略</p>	<p>以下略</p>

議案第 163 号

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

1 理由

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正による被保険者証の廃止に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものである。

2 内容

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 27 日 18 地第 6713 号許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議する。

関係市町村において行う事務を定める別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

4 福岡県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧		新	
本則（略）		本則（略）	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
区分	関係市町村において行う事務	区分	関係市町村において行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> (4) (略)	1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>資格確認書等の引渡し</u> (3) <u>資格確認書等の返還の受付</u> (4) (略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
以下略		以下略	

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8（略）

（規約等）

第 291 条の 4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- （1）広域連合の名称
- （2）広域連合を組織する地方公共団体
- （3）広域連合の区域
- （4）広域連合の処理する事務
- （5）広域連合の作成する広域計画の項目
- （6）広域連合の事務所の位置
- （7）広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- （8）広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- （9）広域連合の経費の支弁の方法

2～4（略）

第 291 条の 5～第 291 条の 10（略）

（議会の議決を要する協議）

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（抄）

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第 1 に定める事務については、関係市町村において行う。

- （1）被保険者の資格の管理に関する事務
- （2）医療給付に関する事務
- （3）保険料の賦課に関する事務
- （4）保健事業に関する事務
- （5）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務